

賃貸借契約書

件名	防犯カメラ及びその附属機器の賃貸借									
賃貸借料総額					百万				千	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					百万				千	円
賃貸借料月額					百万				千	円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)					百万				千	円
賃貸借期間	自 2026 年(令和 8 年) 月 日から									
	至 2032 年(令和 14 年) 3 月 31 日 (地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)									
賃貸借物件	仕様書のとおり									
契約保証金	免除 (福山市契約規則第 6 条第 1 項第 5 号)									
その他の事項	賃貸借料の支払は、別表 1 に定めるものとする。									

上記の賃貸借について賃借人と賃貸人は、次の条項により賃貸借契約を締結する。その証として本書 2 通を作成し、賃借人と賃貸人が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

2026 年 (令和 8 年) 月 日

賃借人 福山市東桜町 3 番 5 号
福山市
福山市長 枝広 直幹

賃貸人 所在地
名称
代表者名

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書に基づき、別紙仕様書及び別添資料（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、仕様書等に掲げる賃貸借物件（以下「物件」という。）を頭書記載の賃貸借期間中、仕様書等に従い賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、その賃借料を賃貸人に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間末日までの間をいう。
- 4 賃貸人は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は賃借人と賃貸人との協議がある場合を除き、物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、賃借人の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむをえない事情がある場合には、賃借人及び賃貸人は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 賃借人及び賃貸人は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第3条 賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ賃借人の承諾を得たときはこの限りでない。

(個人情報保護)

- 第4条 賃貸人は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）をはじめとする個人情報保護に関する法令等及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 2 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た情報を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない。契約完了後又は解除後も同様とする。

(データ等の複写及び複製の禁止)

- 第5条 賃貸人は、当該契約に係る一切のデータ等を複写又は複製してはならない。ただし、賃借人が必要であると認める場合は、賃貸人と協議の上決定するものとする。

(データ記録媒体等の廃棄)

- 第6条 賃貸人は、契約終了後において、データ又はその記録媒体等の廃棄をするときは、

あらかじめ賃借人の承諾を得るものとし、廃棄に際しては、第三者の利用に供されることのないよう厳重な注意をもって処分しなければならない。

(物件の設置及び調整)

第7条 賃貸人は、物件を賃貸借期間の開始する日までに、賃借人の立ち会いの上、賃借人の指定する場所に設置及び調整作業（以下「作業」という。）を完了し、使用できる状態にしたうえで、賃借人の使用に供さなければならない。

2 作業に要する費用及び次条の規定による検査を受ける前の物件の滅失、損傷その他の損害については、賃貸人の負担とする。

3 賃借人は、当初の設置場所が適当でないと判断したときは、賃借人、賃貸人協議の上、設置場所を変更できるものとする。この場合において、設置場所の変更に要する費用は、賃貸人の負担とする。

(履行報告及び検査)

第8条 賃貸人は、別に定める様式により業務の実施内容を毎月報告し、賃借人の承認を受けなければならない。

2 賃借人は、前項の履行報告に基づき検査を行うものとする。

(検査)

第9条 賃貸人は、業務を完了したときは、遅滞なくその旨を賃借人に通知しなければならない。

2 賃借人は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内にこの契約の目的物について検査を行うものとする。

3 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸人の立ち合いを求め、前項に規定する検査を行うことができる。この場合において、賃借人は、検査を行う日時を事前に賃貸人に通知するものとする。

4 第2項の検査の結果不合格となり、当該目的物について賃借人からその補正を命ぜられたときは、賃貸人は、遅滞なく当該補正を行い、賃借人に補正完了の通知をして再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については第2項の規定を準用する。

5 第2項の検査及び前項の再検査に要する費用は、賃貸人の負担とする。

6 賃貸人は、第2項の検査又は第4項の再検査に合格したときは、遅滞なく当該目的物を賃借人に引き渡すものとする。

(物件の電気料金)

第10条 設置物件に係る電気料金は、賃借人の負担とする。

(賃貸借料の支払)

第11条 賃借料の支払いは別表1に定めるとおりとする。

2 賃貸人は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。

3 賃借人は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に賃借料を支払わなければならない。

(物件の保守点検)

第12条 賃貸人は、物件が常時正常な状態で物件が作動するよう、毎月1回の保守点検を行い、実施状況を報告しなければならない。

2 賃貸人は、物件に機器故障、作動不良等を発見したときは、速やかに修補を行い、修補の状況を賃借人に報告しなければならない。

3 修補に要する費用は、賃貸人の負担とする。

(保守点検の方法等)

第13条 賃借人は、必要があると認める場合は、賃貸人の作業に賃借人の職員を立ち合わせ、又は賃貸人の作業の履行状況の報告を求めることができるものとする。

2 賃貸人は、賃借人の事務所内で作業を行う場合は、次に定める事項を遵守するものとする。

(1) 作業時間は原則として賃借人の定めるものによること。

(2) 賃貸人の発行する身分証明書を携帯し、賃借人の職員から必要等に基づく要請があったときは、これを提示すること。

(3) 賃貸人の社名入りネームプレートを着用すること。

(管理責任)

第14条 賃借人は、物件を本来の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとし、物件の設置場所については、良好な環境を維持するものとする。

2 賃借人は、物件が故障した場合は、遅滞なく賃貸人に通知するものとする。

3 賃借人の故意又は重大な過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損があった場合、賃貸人はその賠償を賃借人に請求できるものとする。

(契約不適合責任)

第15条 賃貸人は、第8条第1項に規定する物件の検査以後、物件が契約の内容に適合していない場合、賃借人の請求に応じて、速やかに当該物件の修補又は交換を、賃貸人の負担において行うものとする。

(転貸の禁止)

第16条 賃借人は、物件を第三者に貸与し、又はいかなる権利の目的に供してはならない。

(物件の移転等)

第17条 賃借人は、賃貸人の承諾を得ないで、物件の部品を交換し、又は原形を変えるような行為をしてはならない。

(賃貸借の中止)

第18条 賃借人は、必要があると認めるときは、賃貸借の中止内容を賃貸人に通知して、賃貸借の全部又は一部を中止させることができる。

2 賃借人は、前項の規定により賃貸借を一部中止した場合において、必要があると認められるときは、賃貸借料を変更し、又は賃貸人が賃貸借の続行に備え賃貸借の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは賃貸人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(賃貸人の請求による賃貸借期間の変更)

第19条 賃貸人は、その責に帰すことができない事由により物件を賃貸借期間の開始する日までに作業を完了することができないときは、その理由を明示した書面により賃借人に

賃貸借期間の変更を請求することができる。

(賃貸借期間の変更方法)

第20条 賃貸借期間の変更については、賃借人と賃貸人が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（賃借人があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。ただし、賃借人が賃貸借期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、賃貸人が賃貸借期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。

(賃貸借料の変更方法等)

第21条 賃貸借料の変更については、賃借人と賃貸人が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（賃借人があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、賃借人が定め、賃貸人に通知する。

2 前項の協議開始の日については、賃借人が賃貸人の意見を聴いて定め、賃貸人に通知するものとする。ただし、賃借人が賃貸借料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、賃貸人は、協議開始の日を定め、賃借人に通知することができる。

3 この契約書の規定により、賃貸人が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に賃借人が負担する必要な費用の額については、賃借人と賃貸人が協議して定める。

(一般的損害)

第22条 賃貸借期間内に、物件に生じた損害その他賃貸借を行うにつき生じた損害(次条に規定する損害を除く。)については、賃貸人がその費用を負担する。ただし、その損害のうち賃借人の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 賃貸借を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、賃貸人がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、賃借人の指示、その他賃借人の責に帰すべき事由により生じたものについては、賃借人がその賠償額を負担する。ただし、賃貸人が賃借人の指示等賃借人の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他賃貸借を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、賃借人と賃貸人が協力してその処理解決に当たるものとする。

(事故発生時の通知及び報告)

第24条 賃貸人は、この契約の履行に関し事故が発生したときは、直ちに賃借人に対して口頭又は電話により通知するとともに、遅滞なくその状況を賃借人に報告しなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第25条 賃貸人の責に帰すべき事由により賃貸借を履行することができない場合においては、賃借人は、損害金の支払を賃貸人に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、賃貸借料総額から月毎の賃貸借完了部分に係る賃貸借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 賃借人の責に帰すべき事由により、第10条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(物件の返還)

- 第26条 賃借人は、この契約の賃貸借期間が終了したとき、又は契約の解除により物件を賃貸人に返還する場合は、賃貸人に対して撤去する旨を通知しなければならない。
- 2 賃貸人は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに物件を撤去しなければならない。
 - 3 前項の撤去に要する費用は、賃貸人の負担とする。

(賃借人の任意解除権)

- 第27条 賃借人は、業務が完了するまでの間は、次条又は第20条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 賃借人は、前項の規定により契約を解除したことにより賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その損害額については賃借人と賃貸人とが協議してこれを定める。

(賃借人の催告による解除権)

- 第28条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。
- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に業務を完了しないとき、又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
 - (4) 正当な理由なく、第13条第4項の補正又は第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

- 第29条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を業務の処理以外に使用したとき。
 - (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 賃貸人が業務の履行を拒絶する意思を明確に表したとき。
 - (5) 賃貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は賃貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行しないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、賃貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下本条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下本条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第２２条又は第２３条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 賃貸人（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この号から第１２号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（賃貸人が個人である場合にはその者を、賃貸人が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ アからウのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- オ 賃貸人の経営に暴力団又は暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- カ 再委託契約、その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 賃貸人が、アからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と再委託契約その他の契約を締結したと認められる場合において、賃借人が受任者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、賃貸人がこれに従わなかったとき。
- (11) この契約に関し、賃貸人が次のいずれかに該当するとき。
- ア 賃貸人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令（以下この号及び次号において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 賃貸人が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次号において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 賃貸人（賃貸人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

(12) 排除措置命令又は納付命令が賃貸人でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し賃貸人の独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したとき（前号ア及びイに規定する確定したときをいう。）。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第30条 第19条各号又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃貸人の催告による解除権）

第31条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（賃貸人の催告によらない解除権）

第32条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第9条第1項の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第9条第1項の規定により業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。

（賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第33条 第31条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第34条 賃借人は、この契約が業務の完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する業務委託料を賃貸人に支払わなければならない。

2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については賃借人及び賃貸人が民法の規定に従って協議して決める。

（賃借人の損害賠償請求等）

第35条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 履行期間内に業務を完成することができないとき。

(2) この契約の目的物に契約不適合があるとき。

- (3) 第19条又は第20条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 第20条第11号及び第12号の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、貸貸人は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第19条又は第20条（第11号及び第12号を除く。）の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、貸貸人がその債務の履行を拒否し、又は貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 貸貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして貸貸人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、賃借人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき遅延日数に応じ、この契約の入札を公告した日又は見積書を徴した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額とする。
- 6 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(損害金の予定)

- 第36条 賃借人は、第20条第11号及び第12号の規定によりこの契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の1に相当する金額の損害金を賃借人が指定する期間内に支払うよう貸貸人に請求するものとする。
- 2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害の額が同項に定める金額を超える場合において、賃借人が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。
 - 3 前条第6項の規定は、前2項の規定による損害金の支払について準用する。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、第13条第6項の規定により当該目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
 - 5 前項の場合において、貸貸人が共同企業体であり、かつ既に解散しているときは、賃借人

は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

(賃貸人の損害賠償請求等)

第37条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第14条第2項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の率で計算した額の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(賠償金等の徴収)

第38条 賃借人は、この契約に基づく賃貸人の賠償金、損害金又は違約金と、賃借人の支払うべき業務委託料その他賃貸人に支払うべき債務とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(契約金額を変更する場合の計算方法)

第39条 契約金額を変更する場合においては、その変更すべき契約金額は、賃借人の当初設計金額に対する当初契約金額の割合を賃借人の変更設計金額に乗じて得た額とする。

2 表記の賃貸借期間内に消費税及び地方消費税の税率が改定された場合においては、その変更すべき契約金額は、次の数式による。

$$\frac{\text{当初の契約金額} - \text{賃貸借完了部分に係る賃貸借料}}{1 + \text{改定前の消費税及び地方消費税の税率}} \times (1 + \text{改定後の消費税及び地方消費税の税率}) + \text{賃貸借完了部分に係る賃貸借料}$$

(特約事項)

第40条 賃借人は表記の賃貸借期間にかかわらず、2026年度（令和8年度）以降の本契約に係る賃借人の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができるものとする。

2 賃貸人は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を賃借人に請求することができる。

(契約外の事項)

第41条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて賃借人と賃貸人が協議して定める。